

加 算 項 目		1割負担	2割負担	3割負担	備 考
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	25 円/日	50 円/日	75 円/日	・介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上 ・10年以上勤務の介護福祉士が35%以上のいずれか
☒	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	21 円/日	41 円/日	62 円/日	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上
☐	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	7 円/日	14 円/日	21 円/日	・介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上 ・常勤の看護・介護職員が75%以上
☐	看護体制加算（Ⅰ）	5 円/日	9 円/日	14 円/日	短期入所専門で常勤の看護師を1名以上配置した場合
☐	看護体制加算（Ⅱ）	10 円/日	19 円/日	28 円/日	短期入所専門で看護職員2名（最低基準+1）以上配置し、24時間連絡ができる体制を確保している場合
☐	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	114 円/日	228 円/日	342 円/3ヶ月	リハビリテーションを実施している事業所又は医療機関の理学療法士等の助言に基づき、職員と共同で個別機能訓練計画を作成する場合。
☐	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	228 円/日	456 円/日	684 円/3ヶ月	リハビリテーションを実施している事業所又は医療機関の理学療法士等が施設を訪問し、職員と共同で個別機能訓練計画を作成する場合。
☒	機能訓練指導体制加算	14 円/日	28 円/日	41 円/日	常勤の機能訓練指導員を配置している場合
☐	個別機能訓練体制加算	64 円/日	128 円/日	192 円/日	機能訓練指導員が3ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問した上で、計画を立案し、訓練内容の見直し等を行っている場合
☐	若年性認知症受入加算	137 円/日	274 円/日	411 円/日	若年性認知症の方を受入し、担当者を決めて認知症ケアを行っている場合
☒	緊急短期入所受入加算	103 円/日	206 円/日	308 円/日	居宅サービスに計画されていない短期入所を緊急に利用した場合（7日～14日）
☒	送迎加算	210 円/日	420 円/日	630 円/回	自宅と施設間の送迎を実施した場合
☒	療養食加算	10 円/日	19 円/日	28 円/1食	医師の指示による食事箋に基づき特別な療養食（心臓食、高血圧食、糖尿病食など）を提供した場合
☐	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円/日	7 円/日	11 円/日	認知症実践リーダー研修修了者を配置し、認知症ケアについての指導、会議を実施した場合
☐	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	5 円/日	9 円/日	14 円/日	認知症介護指導者養成研修修了者1名以上配置し、認知症ケア研修計画の立案、認知症ケアについての指導、会議を実施した場合
☐	認知症行動・心理症状緊急対応加算	228 円/日	456 円/日	684 円/日	認知症の症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断し、その日もしくは次の日に利用した場合（7日間が限度）
☐	医療連携強化加算	67 円/日	133 円/日	199 円/日	常時医療処置が必要な方に対して看護職員の定期的な訪問や緊急時の取り組みを定めていること等
☐	在宅中重度受入加算	485 円/日	969 円/日	1,454 円/日	在宅の訪問看護が施設を訪問し健康管理を行った場合
☐	看取り連携体制加算	73 円/日	146 円/日	219 円/日	死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として算定。看護体制加算（Ⅱ）を算定し、看護職員により関係者と24時間連絡できる体制を確保していること。
☐	口腔連携強化加算	57 円/日	114 円/日	171 円/日	歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果を情報した場合（月に1回を限度に算定）
☐	生産性向上推進体制加算Ⅰ	114 円/日	228 円/日	342 円/日	生産性向上推進加算Ⅱの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果が確認できること。また見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担などの取組等を行い、1年ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っている場合
☐	生産性向上推進体制加算Ⅱ	12 円/日	23 円/日	35 円/日	利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の開催に必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施。また見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、1年ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行っている場合
☒	長期利用者提供減算	▲ 35 円/日	▲ 69 円/日	▲ 103 円/日	連続して30日以上短期入所を利用した場合、31日目から減算
☐	身体拘束未実施減算	▲100/1			身体拘束適正化を図るための措置が行われていない場合
☐	業務継続計画未実施減算	▲100/3			感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合は所定単位数を減算
☐	高齢者虐待防止措置未実施減算	▲100/1			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合は所定単位数を減算
☒	介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善計画を策定している場合（サービス費+各種加算）×14%			

☑が入っているものについては加算を算定します。■が入っているものは対象者のみ加算を算定します。